

令和6年第1回定例会(令和6年3月11日)

厚生環境教育委員会委員長 (安部 一郎 委員長)

去る3月5日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました「議第1号 令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)」関係部分ほか15件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、「議第1号 令和5年度別府市一般会計補正予算(第12号)」関係部分についてであります。

生活環境課関係部分では、指定ごみ袋作製業務委託の入札に伴う不用額を計上しているとの説明に対し、委員から、契約方法や金額に関して質疑がなされ、当局から、可燃物大については、一般競争入札により、その他については、指名競争入札により契約し、年間の契約額は1億1,117万9,200円であるとの答弁がなされました。また別の委員から、今後ごみ袋を改良する予定はあのかとの質疑があり、当局から、現時点で改良の予定はないが、可燃物の特小サイズ等に関する市民ニーズの調査を次年度実施する予定である旨の答弁がなされた次第であります。

次に、ひと・くらし支援課関係部分では、生活保護等に関する前年度事業の精算に伴う国庫及び県返納金を補正しているとの説明がなされ、委員から、生活保護適正化の具体的な取組について質疑があり、当局から、主に医療扶助の適正化に向け、レセプト点検や後発医薬品の使用促進等を実施しているとの答弁がなされました。

続きまして、こども家庭課関係部分では、要保護児童対策に関する各事業の利用が見込みを下回ったことにより委託料を減額補正しているとの説明がなされたのに対し、委員から、見込みを下回った要因について質疑があり、当局から、支援に至るまでの関係性の構築に時間を要したこと等によるものである旨の答弁がなされました。また別の委員から、子ども家庭総合支援拠点「光の園」が24時間対応であることをどのように周知しているのかとの質疑があり、当局から、市民相談一覧表や子育てガイドブックへの表記、また毎年11月の「児童虐待防止推進月間」の際にもその旨を周知しているとの詳細な答弁がなされました。

次に、スポーツ推進課関係部分では、電線ケーブルの全国的な受注停止に伴う体育施設改修事業の繰越明許費や第96回選抜高校野球大会に出場する明豊高等学校の生徒の応援に要する交通費補助金を計上しているとの説明がなされたのに対し、委員から、競技によっては補助金交付要綱に規定する「学校の児童

又は生徒30人以上が応援に行く場合」という補助条件を満たすことが難しいことから、体育振興のためにも要件を見直すよう要望がなされました。これに対し当局から、まずは全国大会出場校に対して制度の周知を図るとともに、補助金に関するニーズ調査を行っていきたい旨の回答がなされた次第であります。

続きまして、教育政策課関係部分では、小学校単独調理場の供用廃止に伴う光熱水費や体育館空調等の施設整備工事費の不用額を計上しているとの説明がなされました。光熱水費の減額に関し委員から、災害時に炊き出しができるような体制は整えられているのかとの質疑があり、当局から、調理設備が残る小学校では有事の際にガスの供給は再開できるものの、再開にあたっては安全点検が必要になる旨の答弁がなされました。また別の委員から、空調設備整備事業の応札者数や落札率について質疑がなされたのに対し、後刻当局から、令和5年2月に実施した入札の応札者は2者であり、落札率は98.61%であるとの報告がなされた次第であります。

その他「議第1号」関係部分や「議第2号 令和5年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、「議第4号 令和5年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」では、利用状況等に基づき、決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理等を行っているとの説明がなされた結果、以上3件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、4件の条例議案及び9件のその他議案についてであります。

「議第22号 別府市奨学金に関する条例の一部改正について」では、大学卒業後に別府市内で就労している者を奨学金の返還免除の対象者とするに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。委員から、高校生等に対する奨学金の額が長期間改定されていないことから、物価上昇等を考慮し増額を検討するよう意見がなされたのに対し、当局から、高校の授業料無償化等を踏まえ検討していきたい旨の回答がなされた次第であります。

次に、「議第23号 別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、「議第24号 別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」及び「議第27号 別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について」では、それぞれ関係法令の一部が改正されたことに伴う条例改正であるとの説明がなされました。

続きまして、「議第37号」から「議第42号」までの「市有地の貸付けについて」では、公立保育所を民間移管した際の経緯から、施設用地を継続して無償貸与しようとするものである旨の説明がなされました。

次に、「議第43号」では、「別府市男女共同参画センター」を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることについて、委員から、相互利用によって市民が予約を取りづらくなることはないのかとの質疑がなされたのに対し、当局から、市民が優先的に予約できる仕組みが構築されているとの答弁がなされた次第であります。

続きまして、「議第47号」ひと・くらし支援課関係部分では、物価高騰の影響を受けている低所得世帯に対し特別給付金を支給するため、補正予算を専決処分したものであるとの説明がなされました。

最後に、「議第48号」では、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料が定められたことから、「別府市手数料条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであるとの説明がなされました。委員から、他市でもすぐに交付されるのか、また、代理取得もできるのかとの質疑があり、当局から、転籍等の状況によっては時間を要する場合もあるが、原則として即時交付されること、また、代理として配偶者や父母、祖父母、子の戸籍も取得できる旨の詳細な答弁がなされました。

以上4件の条例議案及び9件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決又は承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。